

議案第 4 3 号

小田原市印鑑条例の一部を改正する条例

[改正理由]

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が一部改正され、公的個人認証に係る移動端末設備用の電子証明書等の利用が開始されることに伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

印鑑登録証明書の交付申請は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているスマートフォン等の移動端末設備を使用して行うことができることとする。

(第 1 6 条関係)

[適 用]

公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日